

○経済産業省告示第 号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）第百三条の規定に基づき、平成六年通商産業省告示第百三十五号（計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年九月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入